

茨木市議会 議会基本条例策定に向けて

議会改革・活性化検討委員会

条例策定に向けての基本理念

茨木市議会は、選挙により選ばれた議員で構成する機関であり、同じく選挙で選ばれた市長とともに、茨木市民の代表である。

議会は、多様な市民の意見を集約、調整し、茨木市としての最良の意思決定を導き出す役割を担っている。

市民のために議会はあり、議会改革へのたゆまぬ努力を継続し、議会・議員が市民の負託に応え、将来を見据えたまちづくりの実現に寄与することを目的に、議会の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会の関係、議会の権能強化、議会運営のあり方等をわかりやすく具体的に定め、議会にとって最も基本となる条例策定を目指す。

条例策定に向けての基本方針

1 市長と議会の関係について

二元代表制の機関である市長と議会は、それぞれの特徴を活かし、茨木市のよりよい将来のため、適切でかつ緊張感のある関係を保つよう、努めなければならない。そのためにも、本会議における質疑は、市政の課題についての論点や争点を明確にする方式を取り入れる必要がある。

また、議案審議に必要な資料等についても検討をする。

2 市民に開かれた議会について

意思決定機関として、審議過程や審議結果について市民に説明する責任を議会は負っている。そのため、「議会報告の場」や「意見交換の場」を設けることも必要であると考えられる。

また、議会活動が市民にわかりやすく、市民に見える活動にするために、そして市民の意見が反映される開かれた議会を目指していくために、種々の機会、手段を用い、市民に議会が持つ情報を公開し、広報していく。

3 議員間協議について

議案審議の際に、結論に至る過程において、議員間での自由闊達な意見を交換する協議の場を設置し、論点や争点を明確にし、その審議経過を経た上で議決をすることが、議会が市民からの負託に応え、茨木の将来に責任を持つことにもつながる。合議制の機関としての議会の役割をさらに強化していきたい。

4 議会の権能強化、議員の資質向上について

議会はその権能の一つであるチェック機能を果たすとともに、政策立案・政策提言を行っていくことが重要と考える。そのためにも、議員の自己研鑽や調査研究・研修の充実強化等による資質の向上に努める。また、議会事務局の調査機能や法務機能の充実を図る必要があると考える。

5 継続的な議会改革について

従来から取り組んできた議会改革の伝統を継承し、発展させていく。条例制定後も定期的な見直しを行っていく。